

第3次名古屋市債権管理計画（案）の策定について

1 これまでの債権管理適正化の取組み

平成22年 4月 名古屋市債権管理対策会議設置

平成23年 4月 名古屋市債権管理条例制定

平成23年 4月 名古屋市債権管理計画（平成23年度から平成25年度まで）

：適正な債権管理の実現を目指して

平成26年 3月 第2次名古屋市債権管理計画：適正な債権管理の定着を目指して

＜第2次名古屋市債権管理計画の概要＞

計画期間 平成26年度から平成28年度まで

目 標 平成28年度末の未収金額を 209 億円以下とする
（平成24年度末未収金額 243 億円から約30億円を圧縮）

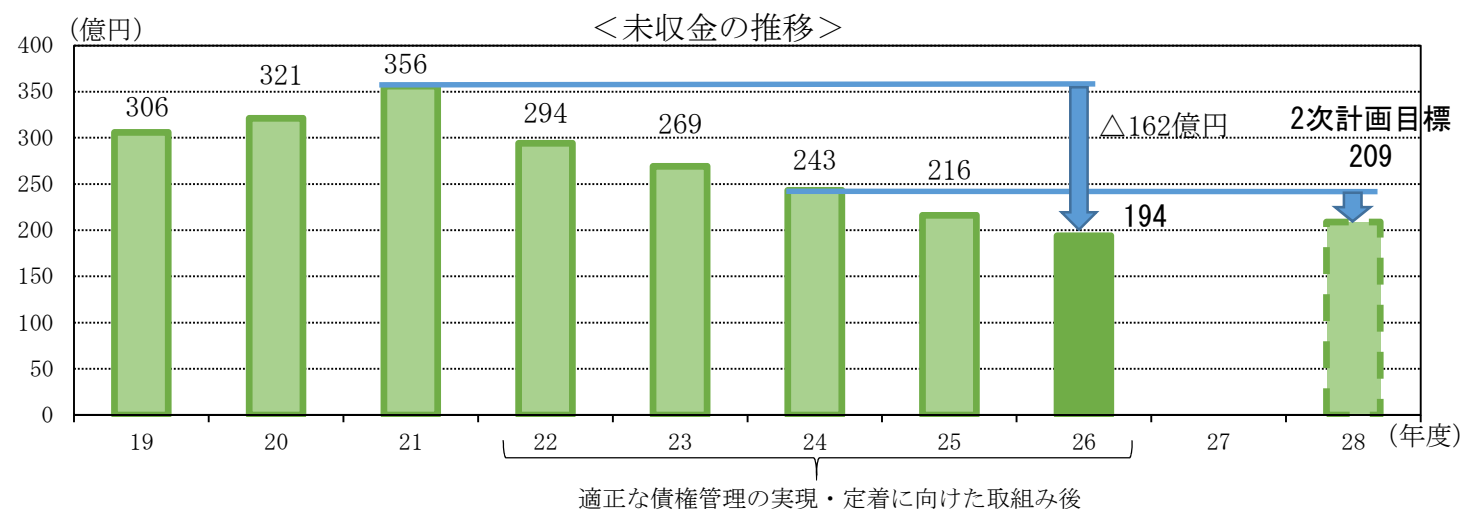
主な取組み 新たな未収金の発生抑止
既存未収金の整理
全庁一体となった取組みの継続
債権回収体制等の整備促進

回収に主眼をおいた
債権管理

2 取組結果

未収金額：第2次名古屋市債権管理計画に定めた数値目標を計画期間初年度で達成しました。

取 組 み：一部取組みに遅れがみられる債権があるものの、多くの所管局等において適正な債権管理の取組みが概ね定着してきました。



3 今後の課題

適正な債権管理をより一層進め、依然として194億円にのぼる未収金をさらに圧縮するために、

○債権管理の取組みの幅を拡大する必要があります。

- ・「発生した未収金の回収」のみならず「債権発生の未然防止など」も含めた債権管理
- ・所管局等が、未収金のある債権ごとに、債権の発生から消滅までの一連の債権管理を「自ら継続的に実施・検証・改善」

○取組みに遅れがある債権を所管する一部の所管局等は、早期に債権管理体制を整備する必要があります。

⇒ 未収金について新たな圧縮目標を定めるとともに、所管局等における自律的かつ持続的な債権管理を推進するために、第2次名古屋市債権管理計画を計画期間の終了を待つことなく終結させ、第3次名古屋市債権管理計画を策定します。

4 第3次名古屋市債権管理計画（案）：自律的・持続的な債権管理の推進

計画期間：平成28年度から平成30年度まで

目 標：平成30年度末の未収金額を 149 億円以下とする

（平成26年度末未収金額 194 億円から45億円を圧縮）

主な取組み

(1) 自律的かつ持続的な債権管理の実施

◎債権の性質に応じたより広い視点からの債権管理の推進

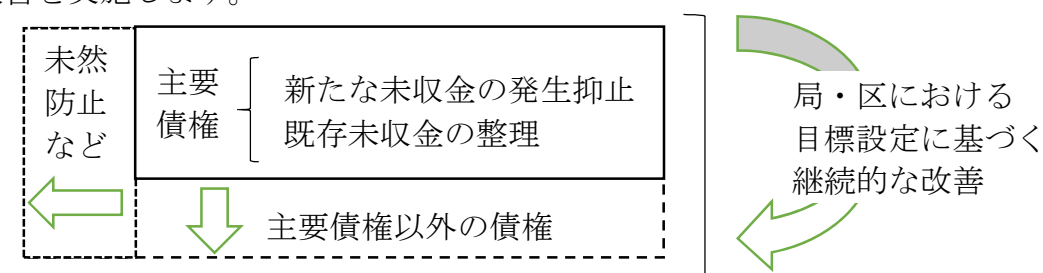
所管局等は、債権発生の未然防止などを含め、債権の性質に応じた取組みを検討し実施します。

◎所管局における債権管理の取組みの改善

所管局は、年間目標の設定とそれに基づく債権管理の継続的な改善及び回収担当課への指導を実施します。

◎回収担当課が属する局・区における債権管理の取組みの改善

回収担当課が属する局・区は、所管局が定める年間目標を踏まえた計画の策定と継続的な改善を実施します。



(2) 債権管理体制等の整備・改善

◎実地指導の実施

要支援債権の回収業務を行っている区役所回収担当課の債権管理体制等の整備を図るため、債権管理推進組織及び債権所管課の職員が訪問し、管理監督者の進行管理や具体的な回収方法等について直接指導を行います。

◎集中整理の実施

債権管理推進組織が、要支援債権等の中から一部の高額困難事案を集中的に整理することで、効率的・効果的な債権管理方法を検討するとともに、未収金を圧縮します。

○債権管理体制等の整備・改善に向けた協議

○債権管理に係るノウハウの提供

○研修の拡充

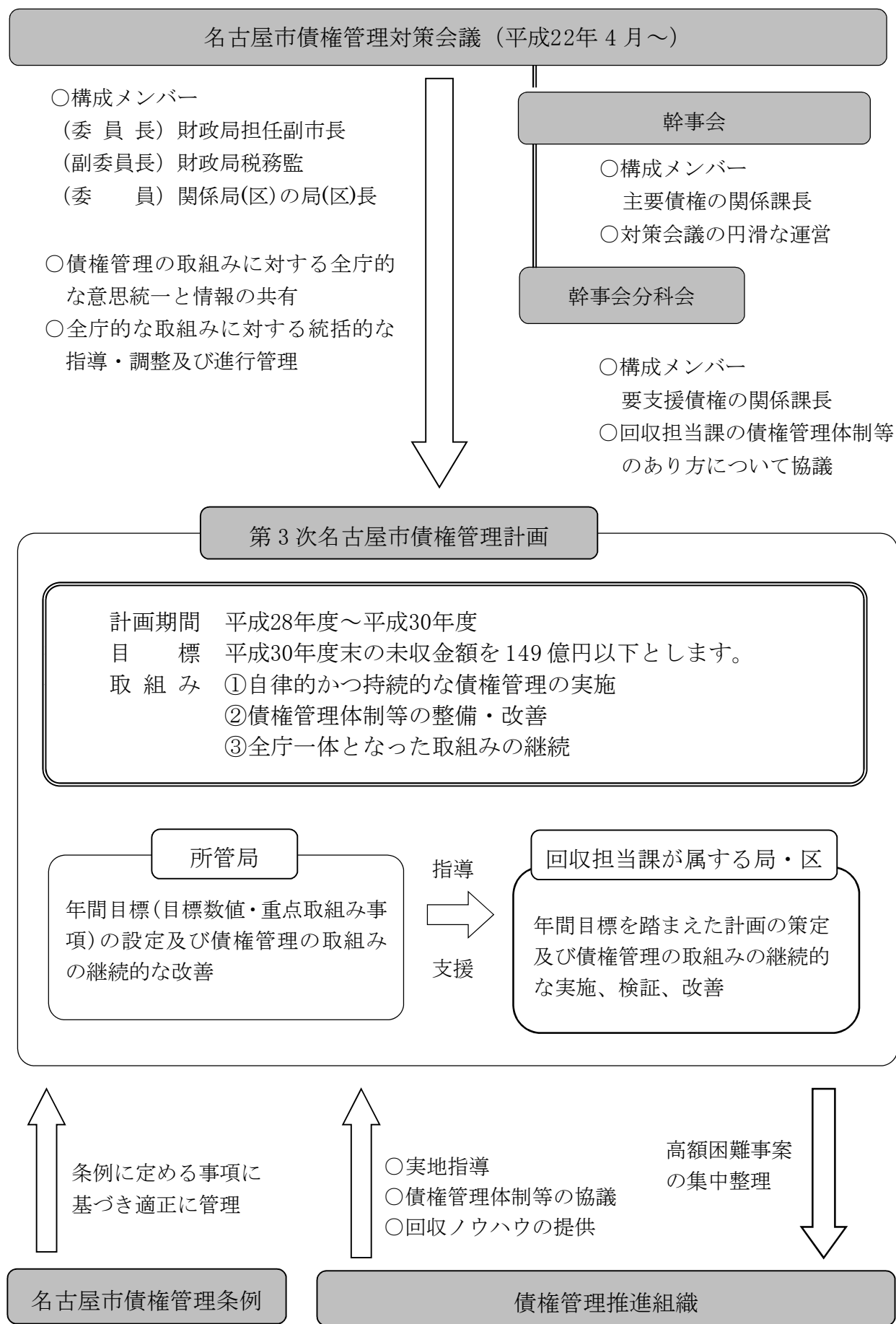
(3) 全庁一体となった取組みの継続

名古屋市債権管理対策会議を中心として、引き続き全庁一体となった取組みを行うことで、適正な債権管理を徹底します。

パブリックコメント実施期間：平成27年12月21日（月）～平成28年1月25日（月）

第 3 次 名 古 屋 市 債 権 管 理 計 画(案) に つ い て
市 民 の 皆 様 の ご 意 見 を 募 集 し ま す

(参考) 債権管理の推進イメージ（平成28～30年度）



収入の確保と市民負担の公平性を維持するために、名古屋市債権管理計画及び第 2 次名古屋市債権管理計画を策定して実施してきた債権管理の取組みは、多くの所管局等で概ね定着し、未収金の圧縮が進んできました。その上で、適正な債権管理をより一層進め、さらに未収金を圧縮していくために、「第 3 次名古屋市債権管理計画（案）」を作成しましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

○ご意見の募集期間

平成27年12月21日（月）～平成28年 1 月25日（月）

○計画案の配布場所

市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）、区役所情報コーナー、支所、市税事務所、土木事務所、上下水道局営業所、市立病院（緑市民病院を除く）

名古屋市公式ウェブサイト（[http：//www.city.nagoya.jp](http://www.city.nagoya.jp)）でもご覧いただけます。

＊点字版、音声変換用テキストファイルを希望される方は、財政局税務部債権回収室までお問い合わせください。

○ご意見の提出方法

ご意見提出シートに住所、氏名、年代、性別をご記入いただき、郵送（平成28年 1 月20日消印有効）、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかの方法により下記提出先までご提出ください。（任意の様式にご記入していただいても結構です。）

なお、電話又は来庁による口頭でのお申し出は受付できませんので、ご了承ください。

＊お寄せいただいたご意見の内容につきましては、本市の考え方と合わせて公表する予定です。個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

＊ご記入いただいた個人情報は、この意見募集の目的の範囲内で利用いたします。それ以外の目的では利用いたしません。

【提出先・問い合わせ先】

名古屋市財政局税務部債権回収室（市役所西庁舎 12 階）
郵 送：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
（別添封筒をご利用ください。）

ファックス：052-972-4106

電子メール：a2277@zaisei.city.nagoya.lg.jp

電 話 番 号：052-972-2277

受 付 時 間：月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
（ファックスと電子メールは、24 時間受付しています。）